



# 令和3年第3回千葉市議会定例会議案

議案第82号乃至第114号

令和3年9月



令和3年第3回千葉市議会定例会議案  
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
82	専決処分について(令和3年度千葉市一般会計補正予算(第6号))(令和3年7月30日)	別冊
83	令和3年度千葉市一般会計補正予算(第7号)	別冊
84	令和3年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
85	令和3年度千葉市病院事業会計補正予算(第2号)	別冊
86	千葉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	1
87	千葉市市税条例の一部改正について	3
88	千葉市客引き行為等の防止に関する条例の制定について	7
89	千葉市科学館設置管理条例の一部改正について	13
90	千葉市営住宅条例の一部改正について	14
91	公有水面の埋立てについて	15
92	工事請負契約について(千葉市環境保健研究所整備工事)	20
93	製造委託契約について(千葉市科学館展示リニューアル)	22
94	訴えの提起について	23
95	市道路線の認定について	26
96	令和2年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	43
97	決算の認定について(令和2年度千葉市一般会計歳入歳出決算)	44
98	決算の認定について(令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)	45
99	決算の認定について(令和2年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算)	46
100	決算の認定について(令和2年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)	47
101	決算の認定について(令和2年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算)	48
102	決算の認定について(令和2年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算)	49
103	決算の認定について(令和2年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算)	50
104	決算の認定について(令和2年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算)	51
105	決算の認定について(令和2年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算)	52

議案 番号	議 案 件 名	頁
106	決算の認定について(令和2年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算)	53
107	決算の認定について(令和2年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算)	54
108	決算の認定について(令和2年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算)	55
109	決算の認定について(令和2年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算)	56
110	決算の認定について(令和2年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算)	57
111	決算の認定について(令和2年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算)	58
112	決算の認定について(令和2年度千葉市病院事業会計決算)	59
113	決算の認定について(令和2年度千葉市下水道事業会計決算)	60
114	決算の認定について(令和2年度千葉市水道事業会計決算)	61

議案第 86 号

千葉県固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

千葉県固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉県条例第 号

千葉県固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

千葉県固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年千葉県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 6 条の 2 第 3 項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第 7 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第 8 項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第 8 条第 2 項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第 9 条第 2 項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。



(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

審査申出書等への押印を不要とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 87 号

千葉市市税条例の一部改正について

千葉市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

### 千葉市条例第 号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和 49 年千葉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 14 条の 2 第 1 項中「第 4 条の 7」を「第 4 条の 3」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「、第 6 3 条及び第 6 4 条」を「及び第 6 3 条」に改め、同条第 4 項中「第 1 5 条第 1 9 項」を「第 1 5 条第 1 6 項」に改め、同条第 5 項中「第 1 5 条第 3 0 項第 1 号」を「第 1 5 条第 2 7 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「第 1 5 条第 3 0 項第 2 号」を「第 1 5 条第 2 7 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「第 1 5 条第 3 0 項第 3 号」を「第 1 5 条第 2 7 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「第 1 5 条第 3 4 項」を「第 1 5 条第 3 0 項」に改め、同条第 9 項中「第 1 5 条第 3 8 項」を「第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同条第 10 項中「第 1 5 条第 3 9 項」を「第 1 5 条第 3 5 項」に改め、同条第 11 項を次のように改める。

11 法附則第 1 5 条第 4 6 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 5 条第 1 3 項を削る。

附則第 6 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同条第 2 項中「、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間

に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第30条第2号の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第30条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第30条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の

軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  
附則第14条第2項中「平成33年度」を「令和8年度」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条の2第1項の改正規定 令和4年4月1日

(2) 附則第5条第1項の改正規定及び同条第13項を削る改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和5年4月1日

(3) 第10条の2の改正規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の千葉市市税条例（以下「新条例」という。）第10条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第14条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第5条第4項から第10項までの規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の千葉市市税条例（次項において「旧条例」という。）附則第5条第11項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。）附則第12条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる固定資産税については、なおその効力を有する。

3 旧条例附則第5条第13項の規定は、改正法附則第13条第1項の

規定によりなお従前の例によることとされる固定資産税については、  
なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第6条の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例による固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を延長するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 88 号

千葉市客引き行為等の防止に関する条例の制定について  
千葉市客引き行為等の防止に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 6 日 提出

千葉市長 神 谷 俊 一

### 千葉市条例第 号

#### 千葉市客引き行為等の防止に関する条例

##### (目的)

第 1 条 この条例は、客引き行為等の禁止その他必要な事項を定めるとともに、客引き行為等の防止に関し、市が市民等、事業者等及び地域団体と協働して、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客になるよう誘う行為をいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 事業活動を行う者又はその従業者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、客引き行為等の防止に関し、市民等及び事業者等の意識の啓発を図る等の必要な施策を推進するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を推進するために必要と認めるときは、千葉県、千葉県警察その他の関係機関、地域団体（市内に存する町内自治会その他地域活動を行う団体をいう。以下同じ。）等と連携を図るよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、前条第1項に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、客引き行為等を行い、又は行わせることがないよう努めるとともに、第3条第1項に規定する施策に協力しなければならない。

(客引き行為等禁止区域の指定等)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等を禁止する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ千葉県警察その他の関係機関及び指定をしようとする区域の地域団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止)

第8条 事業者は、禁止区域で客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者の店舗に立ち入らせてはならない。

(禁止区域における事業者が従業者等に行う指導)

第9条 事業者は、禁止区域内の道路、公園その他の公共の場所で従業者その他の者に事業に関する宣伝をさせるときは、その者に対し、客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければならない。

(禁止区域における事業者からの申出等)

第10条 禁止区域において営業を行う事業者は、第7条及び第8条の規定に違反する行為をしないことを約する旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした者に対し、必要な支援を行うことができる。

(禁止区域における市及び地域団体の協力)

第11条 市及び地域団体(禁止区域をその活動の範囲に含むものに限る。)は、禁止区域における客引き行為等の防止に関する取組を協力して行うものとする。

(勧告)

第12条 市長は、第7条又は第8条の規定に違反する行為(第22条を除き、以下「違反行為」という。)をした者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わず、かつ、本条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、市長は、第21条第1号の規定による過料の処分を受けた後に当該処分の原因となった違反行為と同様の違反行為をした者に対し、前条の規定による勧告を行うことなく、当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(立入調査等)

第14条 市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、違反行為をした者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対し、質問させることができる。



2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第15条 市長は、第13条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該命令に違反して行われた違反行為に係る店舗等の名称及び所在地

(3) 当該命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、正当な理由なく前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由なく同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは正当な理由なく同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者については、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 報告の求め又は立入調査若しくは質問の原因となった違反行為に係る店舗等の名称及び所在地

(3) 公表の原因となった事実

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、前2項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(土地等の提供者への通知)

第16条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表をされた者の業務の用に供されている土地又は建物（その一部を含む。）を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理

者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

(土地等の提供者の努力義務)

第17条 禁止区域に所在する土地又は建物を他人に提供する者(転貸する者を含む。)は、当該提供に係る契約(その更新の契約を含む。)の締結に際し、その相手方が当該契約に係る建物を営業の用に供する場合は、違反行為をしない旨を約させるよう努めるものとする。

(関係機関への情報の提供)

第18条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、千葉県及び千葉県警察その他の関係機関に対し、客引き行為等を行った者に関する情報その他客引き行為等に関する情報の提供を行うことができる。

(関係機関等への協力の要請)

第19条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、千葉県及び千葉県警察その他の関係機関並びに関係団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第13条の規定による命令に違反した者

(2) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条、第8条、第12条から第16条まで、第21条及び第22条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

客引き行為等を防止するための市や市民等の責務を定めるとともに、繁華街等の指定された区域内での客引き行為等を禁止するほか、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 89 号

千葉市科学館設置管理条例の一部改正について

千葉市科学館設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉市科学館設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市科学館設置管理条例（平成 18 年千葉市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中「620 円」を「700 円」に、「490 円」を「560 円」に、「300 円」を「350 円」に、「240 円」を「280 円」に改める。

別表第 2 項の表中「620 円」を「700 円」に、「490 円」を「560 円」に、「300 円」を「350 円」に、「240 円」を「280 円」に改める。

別表第 3 項の表中「2,200 円」を「3,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の観覧及び利用に係る利用料金について適用し、同日前の観覧及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

利用料金の上限の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 90 号

千葉県営住宅条例の一部改正について

千葉県営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉県条例第 号

千葉県営住宅条例の一部を改正する条例

千葉県営住宅条例（昭和 36 年千葉県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表のその他住宅の表さつきが丘団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

さつきが丘団地を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 9 1 号

公有水面の埋立てについて

令和 3 年 8 月 2 7 日付け港第 3 6 2 号で諮問のあった国土交通省関東地方整備局の出願に係る千葉市中央区中央港 2 丁目 6 7 番に隣接する無番地先の公有水面の埋立てについて、異議のない旨千葉港港湾管理者に回答するものとする。

令和 3 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

港第362号

千葉市長 神谷 俊一 様

公有水面の埋立について（諮問）

このことについて、関東地方整備局から別紙写しのおり出願がありました。

つきましては、下記のことについて、公有水面埋立法第42条第3項で準用する同法第3条第1項の規定により諮問します。

なお、答申は、4か月以内に貴市議会の議決を証する書面を添えてお願いします。

令和3年8月27日

千葉港港湾管理者

千葉県

千葉県知事 熊谷 俊人

記

千葉市中央区中央港二丁目67隣地の無番地先の公有水面の埋立について

(参考)

千葉市中央区中央港2丁目地先公有水面埋立計画概要

(1) 出願人 さいたま市中央区新都心2番地1

国土交通省関東地方整備局

代表者 関東地方整備局長 若林 伸幸

(2) 埋立区域

ア 位置 千葉市中央区中央港2丁目67番に隣接する無番地先の  
公有水面

(別図のとおり)

イ 面積 7,148.21平方メートル

(3) 埋立地の用途

ふ頭用地

(4) 埋立工事の施行期間

3年



# 位置図





## 議 案 説 明

千葉市中央区中央港2丁目67番に隣接する無番地先の公有水面の埋立てについて、千葉港港湾管理者の諮問に回答するため、公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第4項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第92号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工事名称 千葉市環境保健研究所整備工事
- 2 施工場所 千葉市若葉区大宮町3816番1外
- 3 工事概要 (1) 建築工事一式  
(2) 電気設備工事一式  
(3) 空調設備工事一式  
(4) 給排水設備工事一式  
(5) 昇降機設備工事一式  
(6) 実施設計業務一式  
(7) 工事監理業務一式
- 4 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 2,434,080,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から令和5年5月17日まで
- 7 請負者 千葉市中央区新千葉1丁目4番3号  
戸田・新日本建設共同企業体  
代表者 千葉市中央区新千葉1丁目4番3号  
戸田建設株式会社 千葉支店  
支店長 林 和男  
千葉市美浜区ひび野1丁目4番地3  
新日本建設株式会社  
代表取締役 高見 克司

~~~~~

## 議 案 説 明

千葉県環境保健研究所整備工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第93号

### 製造委託契約について

市は、次のとおり製造委託契約を締結するものとする。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 契約の目的 千葉市科学館展示リニューアル
- 2 委託概要 展示リニューアル一式
- 3 契約方法 一般競争入札
- 4 委託金額 341,000,000円
- 5 委託期間 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
- 6 委託の相手方 東京都港区台場2丁目3番4号  
株式会社乃村工藝社  
代表取締役社長 榎本 修次

~~~~~

### 議案説明

千葉市科学館展示リニューアルを行うための製造委託契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第94号

### 訴えの提起について

市は、次のとおり訴えを提起するものとする。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 事件名 求償金請求事件
- 2 裁判所 千葉地方裁判所
- 3 当事者 原告  
千葉市  
被告  
市立小学校元教諭

#### 4 請求の趣旨

次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告に対し、31,797,213円及びこれに対する令和3年6月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

#### 5 事件の概要

- (1) 被告は、原告に任用され、原告が千葉市立小学校設置条例（昭和39年千葉市条例第15号）に基づき設置する小学校に担任として勤務していた平成25年から平成30年にかけて、別表児童の欄に掲げる者（以下「児童ら」という。）に対して、1回又は複数回にわたり、わいせつ行為等（以下「本件不法行為」という。）を行った。
- (2) 被告は、令和元年12月23日、児童らに対する本件不法行為に係る刑事裁判において、懲役14年の実刑に処す旨の判決を受け、同判決は確定した。
- (3) 児童らのうち児童1は令和2年3月18日付けで、児童らのうち児童2、児童3、児童4及び児童5は同年7月28日付けで、被告による本件不法行為によって損害を被ったとして、国家賠償法

(昭和22年法律第125号)第1条第1項の規定に基づき、原告に損害賠償を求める訴えをそれぞれ千葉地方裁判所に提起した。  
(4) 千葉地方裁判所は、令和3年3月22日に児童1に係る前号の訴え(以下この号において「本件先行訴訟1」という。)について、同月25日に児童2、児童3、児童4及び児童5に係る前号の訴え(以下この号において「本件先行訴訟2」という。)について、原告に対して児童らに次のとおり支払うこと及び訴訟費用の一部負担を命じる旨の判決(以下「本件各判決」という。)を言い渡した。

ア 本件先行訴訟1

児童1に対し、5,500,000円及びこれに対する平成30年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員

イ 本件先行訴訟2

(ア) 児童2に対し、3,850,000円及びこれに対する平成25年2月26日から支払済みまで年5分の割合による金員

(イ) 児童3に対し、3,300,000円及びこれに対する平成25年9月26日から支払済みまで年5分の割合による金員

(ウ) 児童4に対し、9,350,000円及びこれに対する平成30年1月19日から支払済みまで年5分の割合による金員

(エ) 児童5に対し、3,850,000円及びこれに対する平成29年6月21日から支払済みまで年5分の割合による金員

(5) 本件各判決は、原告及び児童らがいずれも控訴しなかったため、確定した。

(6) 原告は、令和3年4月30日、本件各判決に基づき、児童らに対し、別表求償金の額の欄に掲げる額(同表賠償金の額の欄に掲げる額、同表遅延損害金の額の欄に掲げる額及び同表訴訟費用の額の欄に掲げる額の合計額)をそれぞれ支払った。これにより、原告は、被告による児童らに対する本件不法行為が被告の故意によるものであることは明らかであることから、国家賠償法第1条第2項の規定に基づき、被告に対して同表求償金の額の欄に掲げる額の合計額である31,797,213円(以下「求償金合計額」

という。)について、求償権を有することとなった。

- (7) 原告は、令和3年6月10日、被告に対して、国家賠償法第1条第2項の規定に基づき求償金合計額について求償権を行使することを伝えるとともに、同月28日までに求償金合計額を支払うよう求めた。
- (8) 原告は、被告が令和3年6月28日までに求償金合計額の支払をしなかったため、被告に対して、同年7月12日に督促をし、さらに同月30日に求償金合計額の支払を求める旨の催告をしたが、被告は現在も一切の支払をしていない。
- (9) よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨のとおり請求するものである。

#### 別表

| 児童  | 賠償金の額      | 遅延損害金の額    | 訴訟費用の額  | 求償金の額       |
|-----|------------|------------|---------|-------------|
| 児童1 | 5,500,000円 | 766,640円   | 0円      | 6,266,640円  |
| 児童2 | 3,850,000円 | 1,573,753円 | 19,964円 | 5,443,717円  |
| 児童3 | 3,300,000円 | 1,252,976円 | 15,137円 | 4,568,113円  |
| 児童4 | 9,350,000円 | 1,533,143円 | 28,518円 | 10,911,661円 |
| 児童5 | 3,850,000円 | 742,823円   | 14,259円 | 4,607,082円  |

~~~~~

#### 議案説明

訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものであります。



## 議案第95号

### 市道路線の認定について

市は、次のとおり市道路線を認定するものとする。

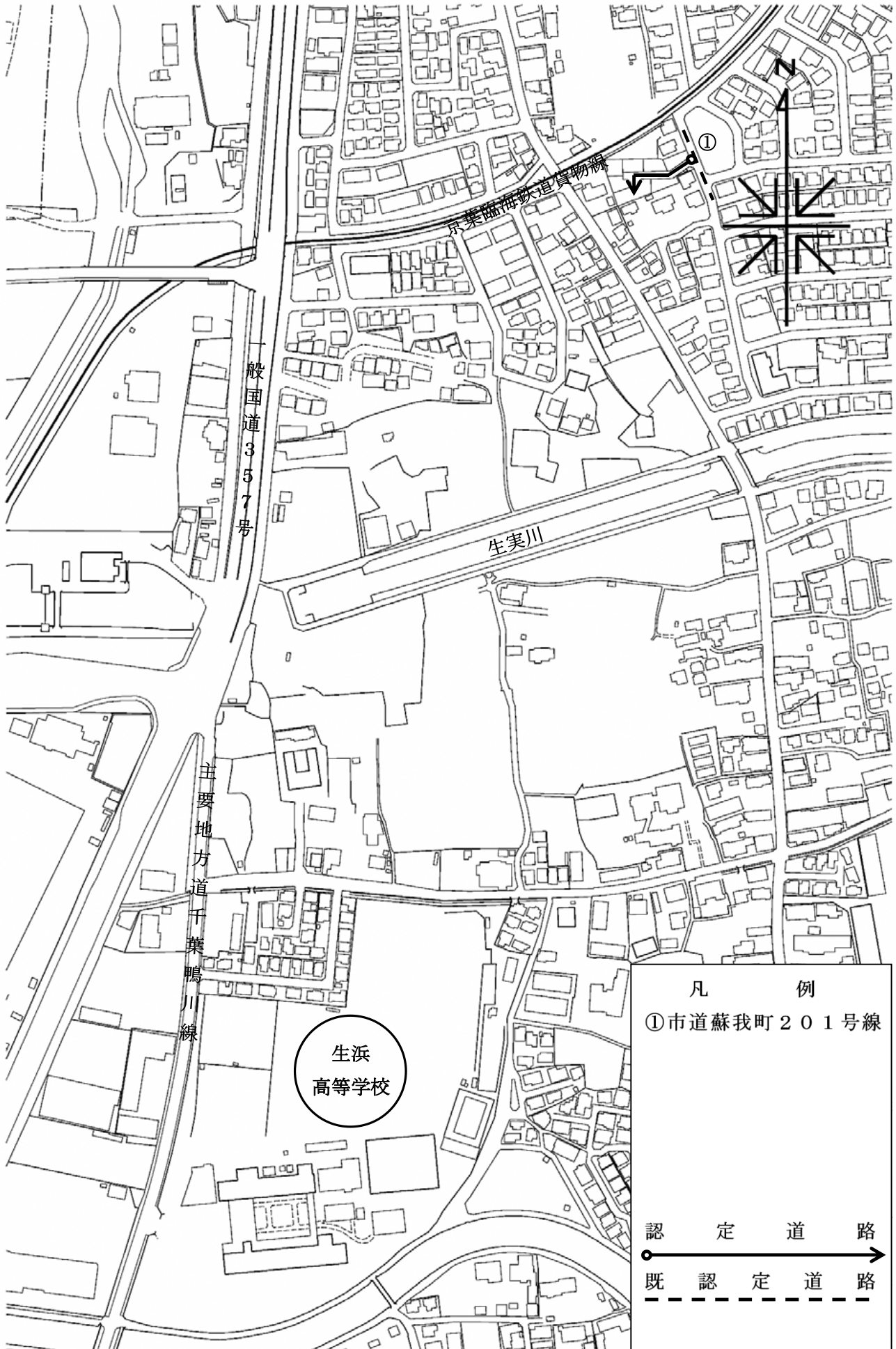
令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

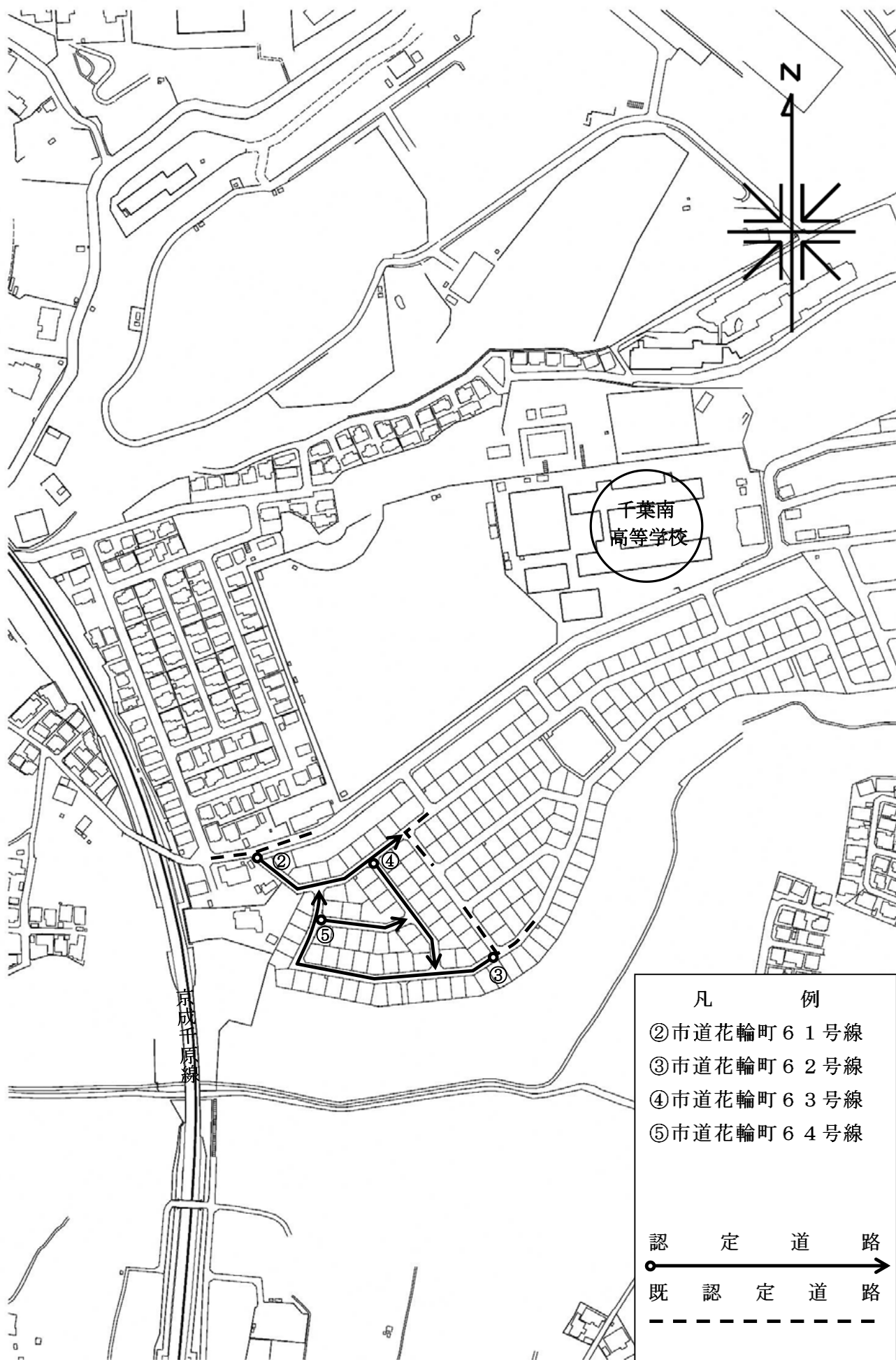
### 市道路線認定調書

整理番号	路線名	起点	終点	市道路線認定図番号
①	蘇我町201号線	蘇我3丁目地内	蘇我3丁目地内	1
②	花輪町61号線	花輪町地内	花輪町地内	2
③	花輪町62号線	花輪町地内	花輪町地内	
④	花輪町63号線	花輪町地内	花輪町地内	
⑤	花輪町64号線	花輪町地内	花輪町地内	
⑥	仁戸名町185号線	仁戸名町地内	仁戸名町地内	3
⑦	川戸町84号線	川戸町地内	川戸町地内	4
⑧	矢作町96号線	矢作町地内	矢作町地内	5
⑨	若松町250号線	若松町地内	若松町地内	6
⑩	若松町251号線	若松町地内	若松町地内	7
⑪	宮野木町341号線	宮野木町地内	宮野木町地内	8
⑫	高品町224号線	高品町地内	高品町地内	9
⑬	小深町68号線	小深町地内	小深町地内	10
⑭	幕張516号線	幕張町3丁目地内	幕張町3丁目地内	11
⑮	武石町96号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内	12
⑯	武石町97号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内	
⑰	生実町331号線	生実町地内	生実町地内	13
⑱	刈田子町35号線	刈田子町地内	刈田子町地内	14
⑲	高田町310号線	高田町地内	高田町地内	15
⑳	高田町311号線	高田町地内	高田町地内	
㉑	高田町312号線	高田町地内	高田町地内	
㉒	高田町705号線	高田町地内	誉田町2丁目地内	
㉓	高田町313号線	高田町地内	高田町地内	

# 整理番号① 市道路線認定図1



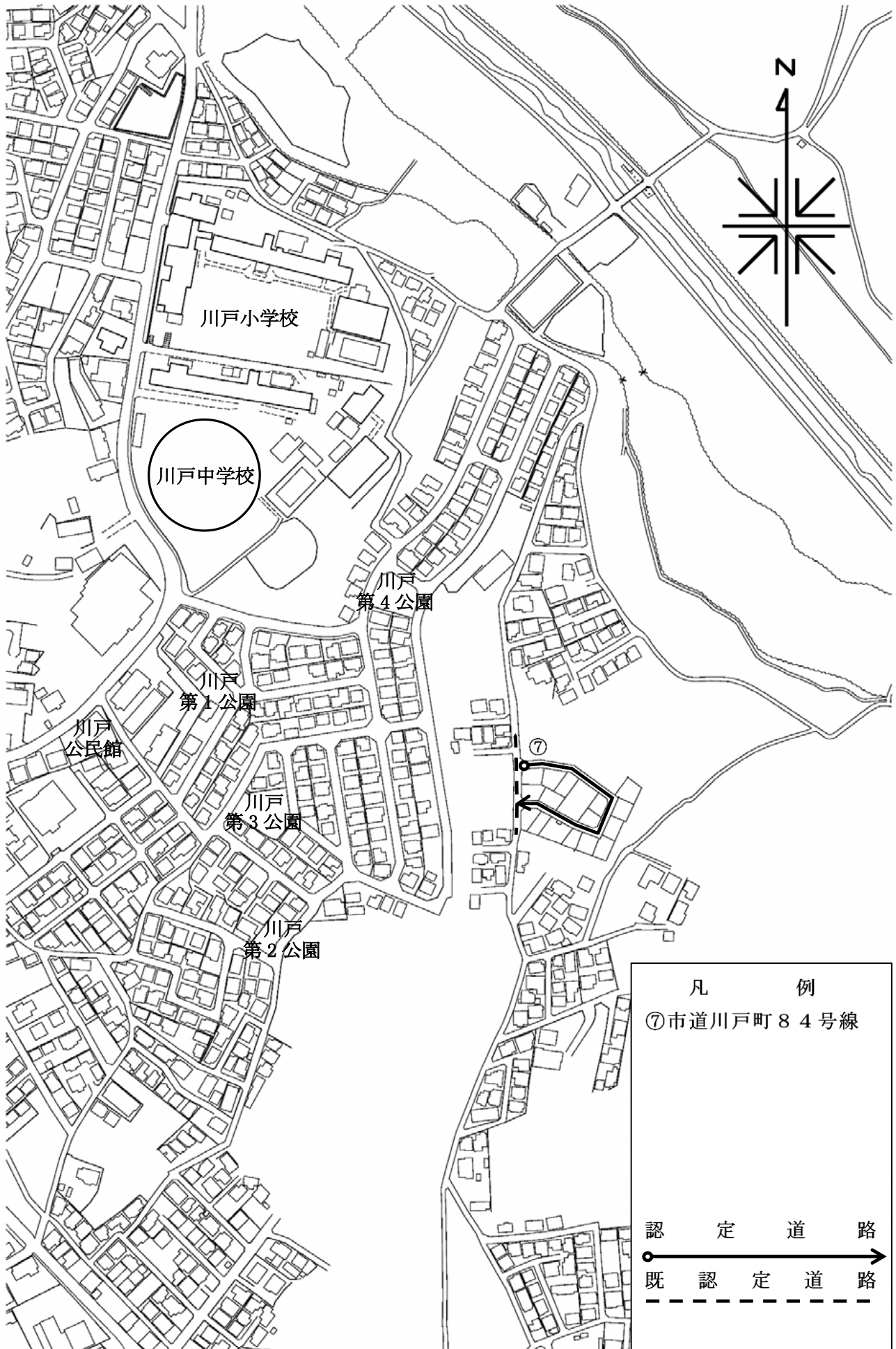
# 整理番号②～⑤ 市道路線認定図2



# 整理番号⑥ 市道路線認定図3



整理番号⑦ 市道路線認定図4

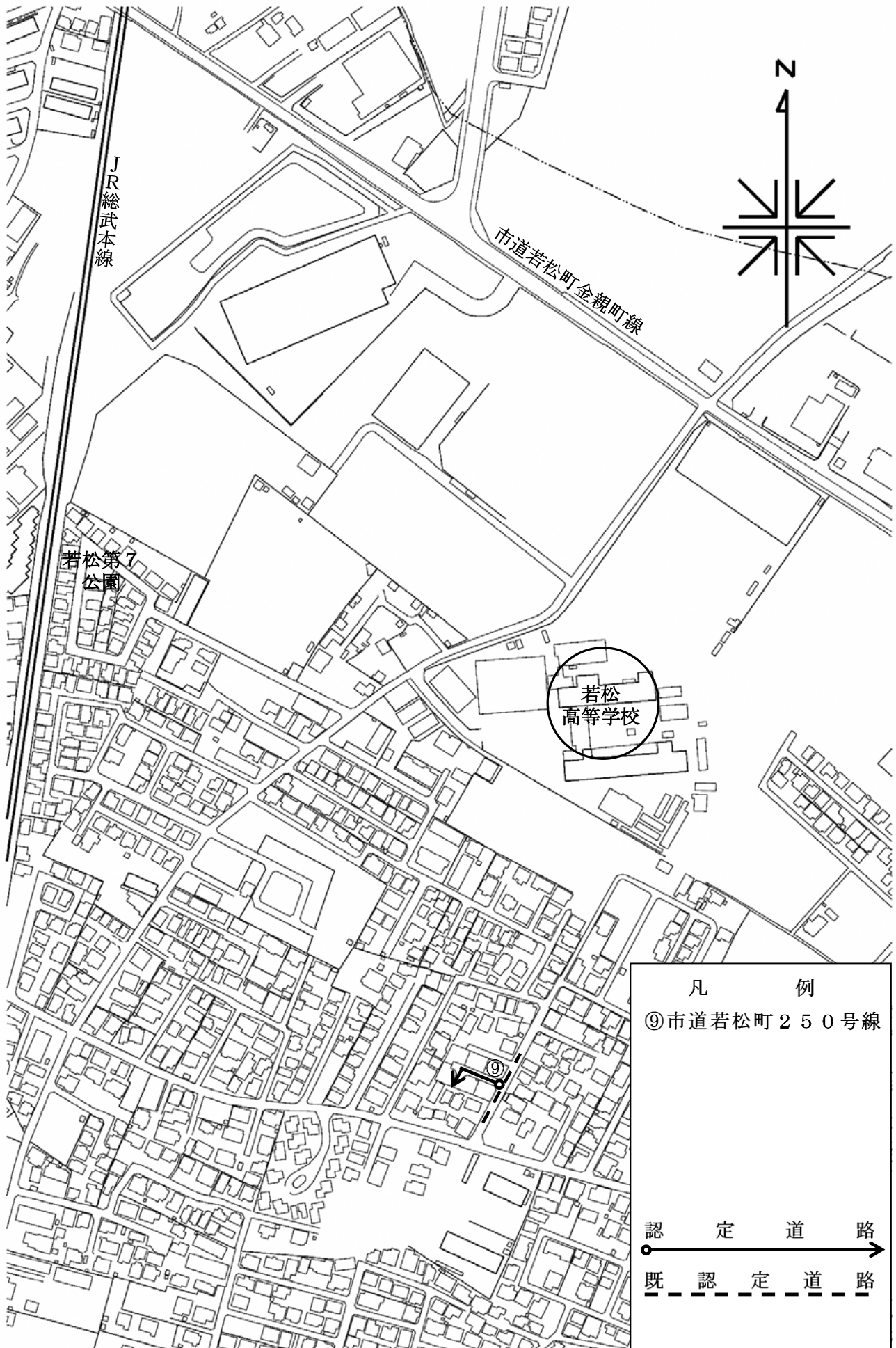




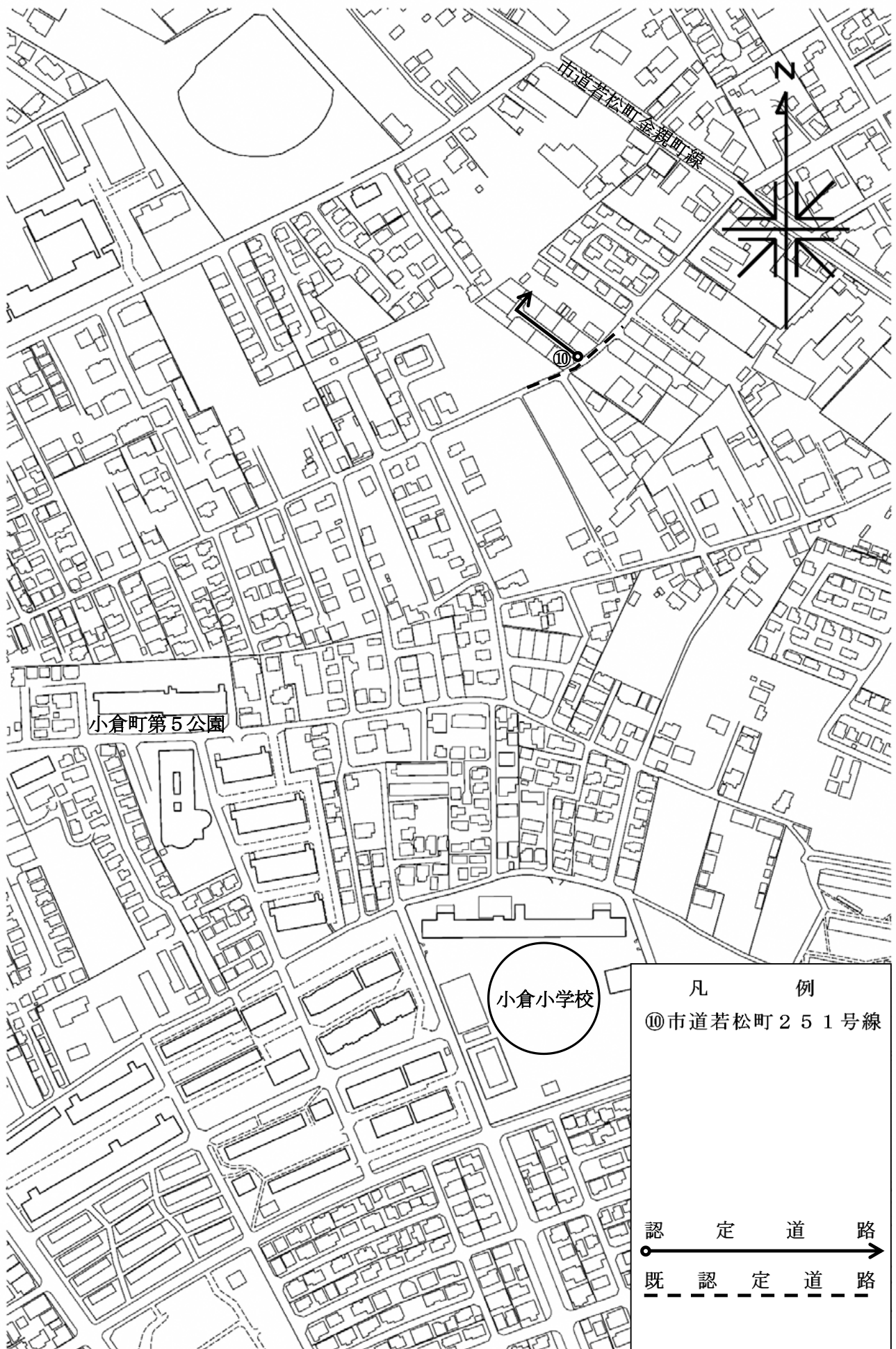
# 整理番号⑧ 市道路線認定図5



# 整理番号⑨ 市道路線認定図6



# 整理番号⑩ 市道路線認定図7



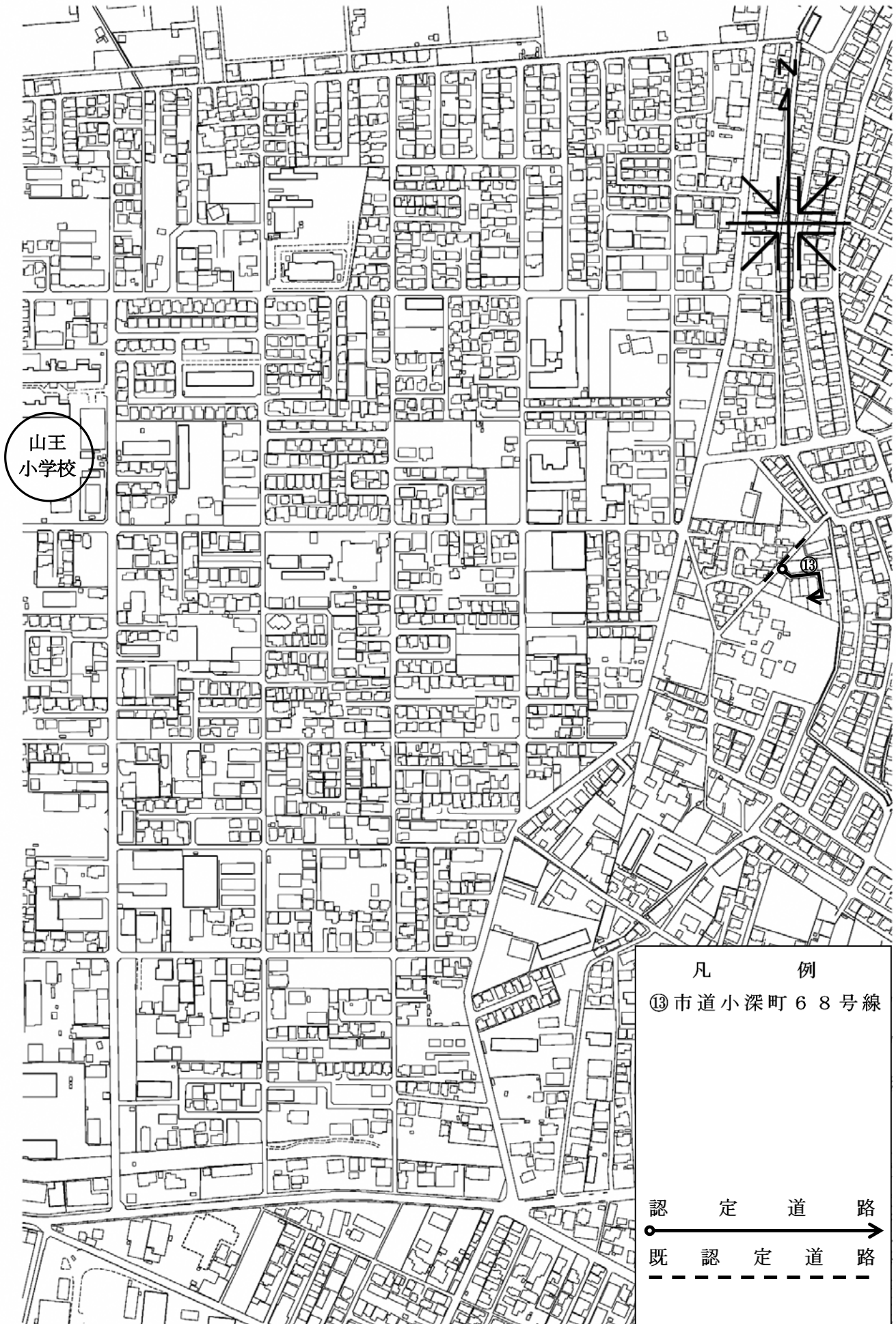




整理番号⑫ 市道路線認定図9



整理番号⑬ 市道路線認定図 10





整理番号⑭ 市道路線認定図 11



# 整理番号⑮⑯ 市道路線認定図12



# 整理番号⑰ 市道路線認定図 13

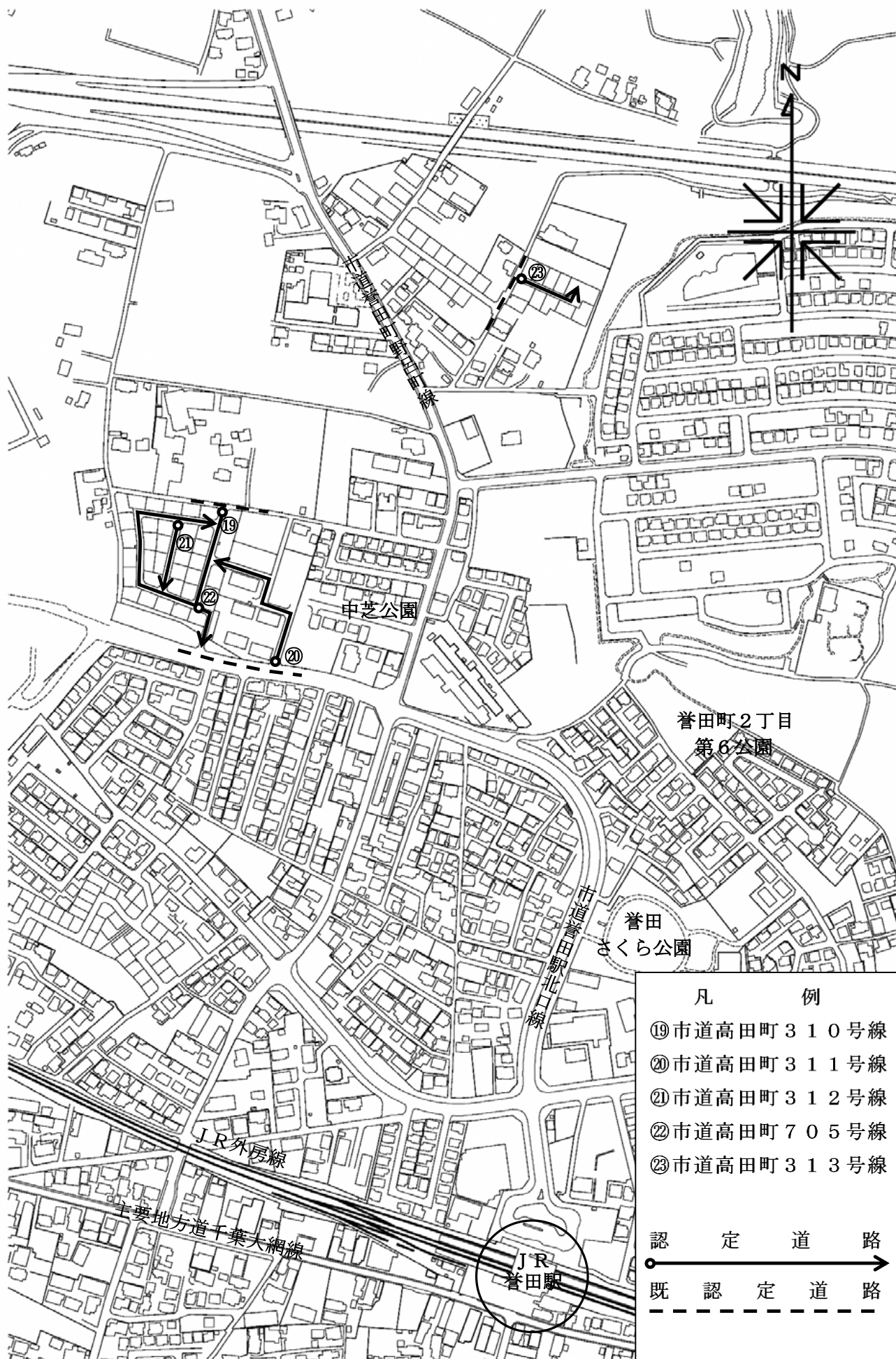


# 整理番号⑱ 市道路線認定図14





# 整理番号⑱～㉓ 市道路線認定図 15





~~~~~

## 議 案 説 明

市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第96号

令和2年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金1,827,088,517円のうち684,435,272円を減債積立金に積み立て、1,142,653,245円を資本金に組み入れるものとする。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議決を求めるものがあります。

議案第97号

決算の認定について

令和2年度千葉市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市一般会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市一般会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第98号

決算の認定について

令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、  
議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第 99 号

決算の認定について

令和 2 年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和 3 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神谷 俊一

1 令和 2 年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和 2 年度千葉市介護保険事業特別会計の決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第100号

決算の認定について

令和2年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第101号

決算の認定について

令和2年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和2年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第102号

決算の認定について

令和2年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市霊園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。



議案第103号

決算の認定について

令和2年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、  
議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和2年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市農業集落排水事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第104号

決算の認定について

令和2年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市競輪事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第105号

決算の認定について

令和2年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、  
議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市地方卸売市場事業特別会計の決算について、地方  
自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるもので  
あります。

議案第106号

決算の認定について

令和2年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和2年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第107号

決算の認定について

令和2年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算について、  
議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和2年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市市街地再開発事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第108号

決算の認定について

令和2年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市動物公園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第109号

決算の認定について

令和2年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市公共用地取得事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第110号

決算の認定について

令和2年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市学校給食事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。



議案第111号

決算の認定について

令和2年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市公債管理特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第112号

決算の認定について

令和2年度千葉市病院事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市病院事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市病院事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第113号

決算の認定について

令和2年度千葉市下水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和3年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和2年度千葉市下水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和2年度千葉市下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第 1 1 4 号

決算の認定について

令和 2 年度千葉市水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和 3 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

1 令和 2 年度千葉市水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議 案 説 明

令和 2 年度千葉市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。